

平成27年11月農業委員会定例会議事録

召集年月日
召集場所
出席者

平成27年11月10日(火)
西伯郡伯耆町溝口647番地 伯耆町役場溝口分庁舎議場
委員24名 (欠席者)野坂委員
事務局2名

1 開会宣告 事務局	午前9時30分 これより平成27年度第8回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	お忙しい中多数出席していただきありがとうございます。 秋の農作業も一段落しましたが天候に恵まれ忙しかったことと思います。TPPも妥結しまして、国会でも保障の対策をどのようにするのか審議しているところでもあります。 農業委員会法が改正され来年の4月から施行されます。日南町などが7月には改選の予定であります。11月20日には特別研修会も開催されますのでぜひ出席していただきますようお願いします。
3 議事録署名委員選任	議事録署名委員は、7番 池口委員・8番 畑委員をお願いします。
4 報告事項	
車議長	報告事項に入ります。各種団体の委員からの報告はありますか。
勝部委員	農協から報告します。 10月31日現在の米の状況について報告します。収穫量の予定の70%の数字になります。 1等比率は岸本地区21%、昨年は20.4%で昨年並み コシヒカリ 0%、ひとめぼれ 0.6%、きぬむすめ 99.8% 溝口地区29.2%、昨年は39.6% コシヒカリ 23.1%、ひとめぼれ 16%、きぬむすめ 98.4% また溝口では特等が140俵くらい出ております。
車議長	他に報告はありますか。
車議長	無いとのことですので、次に進みます。
5 議事	
車議長	議事に入ります。
	【報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知書について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	届出内容の朗読。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	意見が無いようですので報告を終わります。
	【報告第16号 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	届出内容の朗読。 県土整備局発注の河川護岸工事に係る工事用仮設道路の一時転用の報告です。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	意見が無いようですので報告を終わります。
	【議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	①申請内容の朗読。 買受適格要件は満たしておられます。
車議長	地元委員の池口委員に説明をお願いします。
池口委員	譲渡人は譲受人の本家であり譲受人の家の裏の農地を本家から無償で譲り受けるということで、管理もしやすく問題ないと思われれます。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。 挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
事務局	②申請内容の朗読。 買受適格要件は満たしておられます。
車議長	地元委員の加川委員に説明をお願いします。
加川委員	譲渡人が耕作者を探していたところ、譲受人と売買の条件が合い今回売買を行うものです。譲受人は意欲のある方ですので承認をお願いします。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。 挙手多数により承認(全員異議なく承認される)

	【議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	①②届出内容の朗読。
車議長	地元委員の光木委員に説明をお願いします。
光木委員	現地は農協の溝口支所の裏であり、隣に葬祭会館ができたことにより現在の駐車場が狭くなり、今回駐車場の拡張を行うものです。他に場所もなく適当と思われるので承認をお願いします。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。 挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
	【議案第33号 農地法の非適用に係る証明願の審議について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	①届出内容の朗読。
車議長	地元委員の影山委員に説明をお願いします。
影山委員	11月9日に妹尾委員と現地を確認しました。 現在、宅地の一部として利用されている土地であり、何十年も前から家には住んでいませんが、駐車場として利用されていた土地であります。ブロック塀に囲まれ、農地として復旧、利用することが難しいので承認をお願いします。
車議長	妹尾委員の補足説明をお願いします。
妹尾委員	先ほどの説明のとおり、復旧することが難しいと思われるので承認をお願いします。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。 挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
事務局	②届出内容の朗読。
車議長	地元委員の池口委員に説明をお願いします。
池口委員	現在、ゴルフ場への案内看板が建っている土地であり、以前からゴルフ場の敷地として利用されていたところあります。コンクリート壁が設置され何十年も前から看板が設置されている土地であるため農地として復旧、利用することは難しく問題もないと思われるので承認をお願いします。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。 挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
	【議案第34号 農用地利用集積計画の審議について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	朗読説明。 全4件の計画であり、田は3年未満が1,936㎡、3年以上6年未満が1,723㎡で合計3,659㎡ございます。畑は3年以上6年未満が5,292㎡、10年以上が2,999㎡で合計8,291㎡でございます。合計11,950㎡です。 新規契約4件で、再設定が0件、賃借権は3件、使用貸借権は1件です。 いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、 1. 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること 2. 利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、 イ. 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること ロ. 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること ハ. 対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること 4. 対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること の要件を満たしていると考えます。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。 挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
	【議案第35号 農用地利用配分計画(案)の審議について】
車議長	事務局より説明をお願いします。
事務局	農地中間管理事業に伴う利用配分計画(案)を作成しましたので審議をお願いします。
車議長	この件について、意見・ご質問はありますか。
車議長	無いようですので、承認される方の挙手をお願いします。 挙手多数により承認(全員異議なく承認される)
6 その他	

車議長	何か意見等ございますか。
車議長	無いようですので、以上で定例会を終了いたします。
	次回の定例会は、12月10日(木)午後2時30分から開催します。
7 閉会	午前10時30分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

7番

池 口 真 介

8番

山 根 佳 経